

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)の人員、設備基準等について

認知症高齢者グループホームは、認知症（急性を除く）の高齢者等に対して、共同生活住居で入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行います。

※ 以下の基準は抜粋です。詳細は、「函館市地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月25日函館市条例第25号）」および「函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成25年3月25日条例第28号）」を参照してください。

(人員配置基準の概要)

人員	配置基準	
代表者	・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者または保健医療サービスもしくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者 ・「認知症対応型サービス事業開設者研修」修了者	
管理者	・ユニットごとに常勤専従（管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務または同一の事業者によって設置された他の事業所の職務に従事可） ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者または訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者 ・「認知症対応型サービス事業管理者研修」修了者	
介護従業者	日 中	・ユニットごとに常勤換算方法で利用者3人に対し1人以上
	夜間・深夜	・ユニットごとに夜勤職員（宿直勤務を除く）を夜間・深夜の時間帯を通じて1人以上 ・3ユニットが同一階で隣接し、円滑な状況把握等が可能な構造で、安全対策をしている場合は2人以上に緩和することができる。
	・各ユニット1人以上は常勤	
計画作成担当者 (介護支援専門員)	・介護支援専門員：専従で1人以上（利用者の処遇に支障がない場合は他の職務に従事可） ・「実践者研修」または「基礎研修」修了者 ・介護支援専門員でない者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者であること。	

(定員)

- 共同生活住居（ユニット）の数：1 以上 3 以下
- 共同生活住居の入居定員：5 人以上 9 人以下

(設備・備品等)

- 居室・居間・食堂・台所・浴室・消火設備その他非常災害に際して必要な設備，
その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
- その他

設備・備品等	基 準
介護居室	定員 1 人（利用者の処遇上必要と認められる場合は 2 人）
居室の床面積	7. 4 3 m ² 以上
居間・食堂	同一の場所とすることができる。
立地場所	家族等との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から，住宅地等に立地すること

(介護報酬)

- 基本報酬：2 ユニット以上の場合（1 日につき）

要支援 2	7 4 9 単位
要介護 1	7 5 3 単位
要介護 2	7 8 8 単位
要介護 3	8 1 2 単位
要介護 4	8 2 8 単位
要介護 5	8 4 5 単位

※ その他，各加算・減算あり

<関係法令等>

- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)
- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号)
- ・ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省通知)